

調布市環境基本計画とは

参考 1

1 策定根拠（調布市環境基本条例第9条）

“市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、調布市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。”

環境基本条例の目的（調布市環境基本条例第1条）

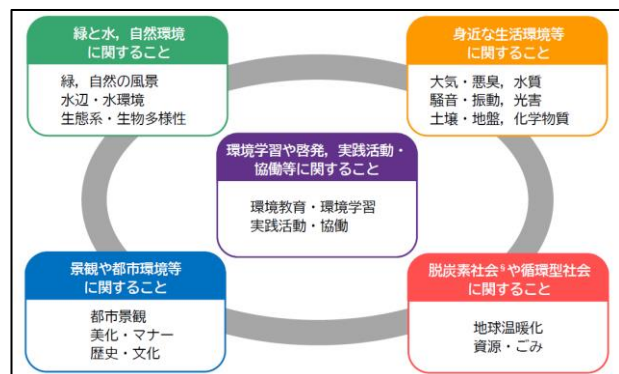
環境の保全等について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。（一部略）

2 現行計画の概要

（1）計画期間

計画期間は10年間とし、必要に応じて計画の見直しを行う。（現行計画は5年経過後に見直しを実施）

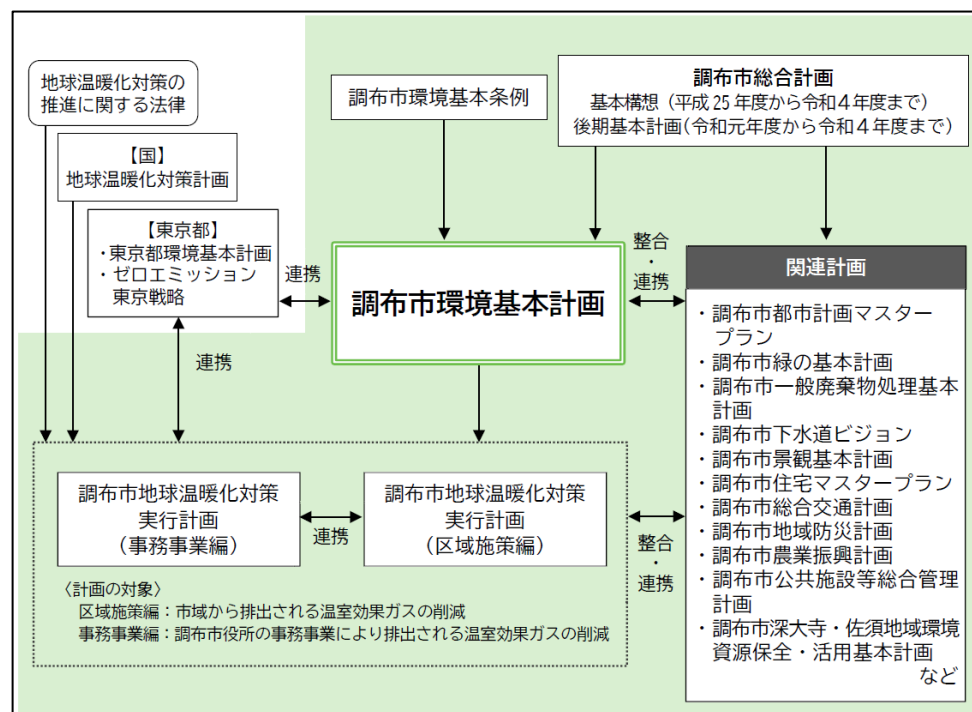
（2）計画が対象とする範囲



3 計画の位置付け

調布市環境基本計画は、市の最上位計画となる「調布市総合計画」のもとで、環境行政に係るマスタープランに位置付けられ、その他の関連計画と整合を図りながら施策を推進していくものです。

【計画の位置付け】現行環境基本計画第1章から抜粋(※)



（※）上記図中の計画名等は策定当時（令和3年3月）のものです。また、調布市総合計画は令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする計画が新たに策定されています。